談合情報対応マニュアル

入札前又は入札後に、報道関係あるいは業界、住民等から入札に係る談合情報(電話、文書、来訪等)が寄せられた場合の対応は、原則として、次により行う。

1 情報の確認

情報の確認は、その後の対応等を決める上で重要であり、できる限り詳しく内容の聞き取りを行う。

(1) 通報者の確認

対応職員の職・氏名を明らかにし、通報者の住所・氏名・職業・連絡方法等の確認をすること。

なお、通報者が報道機関の場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請すること。

(2) 通報内容の確認

次の点に留意の上、通報の内容を、できる限り具体的に確認すること。

- ア 丁事名
- イ 疑惑の内容(いつ、どこで、だれが、なにを、どうしたのか等)
- ウ 情報源は、どこか。
- エ 他の機関等への通報状況
- (3) 通報者への示唆
 - ア 通報内容が具体的に確認できなかった場合は、通報者に対して、その後の調査等ができない旨を示唆すること。
 - イ 通報内容が具体的に確認できた場合は、通報者に対して、必要な調査、措置等を行う旨を 伝えること。

2 通報内容確認後の対応

(1) 通報内容が具体的に確認できなかった場合

公正入札調査委員会の事務局(以下「事務局」という。)は、速やかに通報の内容を公正入 札調査委員会(以下「委員会」という。)へ報告すること。

- (2) 通報内容が具体的に確認できた場合
 - ア事務局は、速やかに通報の内容を委員会へ報告すること。
 - イ 委員会は、報告の写しを、公正取引委員会へ送付すること。

3 通報の時期による対応

調査(事情聴取)を行うため、通報の時期により、次のように対応する。なお、通報内容が具体的に確認できない場合は、これ以降の対応は必要ない。

(1) 入札前に通報があった場合

委員会は、必要があれば入札を延期し、その旨を入札参加者に通知するとともに、その通知書の写し公正取引委員会へ送付すること。

- (2) 入札後に通報があった場合
 - ア 契約締結前に通報があった場合

委員会は、落札決定者との契約締結を保留し、その旨を当該工事の落札者に通知するとともに、その通知書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

イ 契約締結後に通報があった場合

委員会は、原則として、工事を一時中止し、その旨を当該工事の請負業者に通知するとともに、その通知書及び契約書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

4 調査(事情聴取)・調書の作成

(1) 入札参加者(入札辞退者を含む。)事情聴取

入札参加者に対し、個別に通報内容に基づき事情聴取を行うこと。

(2) 工事費内訳書

入札後において調査を行う場合、入札参加者から直ちに当該工事の工事費内訳書を提出させ、内容等について照合すること。

(3) 事情聴取者

原則として、委員会が事情聴取を行い、少なくとも4人以上の職員が立会すること。

(4) 事情聴取調書の作成

委員会は、事情聴取後、速やかに、事情聴取調書を作成し、その写しを添付の上、速やかに 公正取引委員会へ送付すること。

5 調査(事情聴取)後の対応

(1) 調査の結果、談合の事実が確認できなかった場合

ア 入札前の場合

委員会は、入札を延期している場合は、その解除を行い、入札参加者に解除の通知を行うとともに、入札参加者から誓約書を提出させた後、入札を再開し、解除の通知書及び誓約書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

イ 入札後の場合

(ア 契約締結前の場合

委員会は、契約を保留している場合は、その解除を行い当該工事の落札者に通知する とともに、落札者から誓約書を提出させた後、契約を締結し、その通知書及び誓約書の 写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

(イ 契約締結後の場合

委員会は、工事を一時中止している場合は、その解除を行い当該工事の請負業者に通知するとともに、請負業者から誓約書を提出させた後、工事を再開し、その通知書及び契約書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

(2) 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合

ア 入札前の場合

委員会は、当該入札の中止を決定し、入札参加者にその旨を通知するとともに、その通知書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

なお、この場合は、原則として、改め入札を行うこと。

イ 入札後の場合

(ア 契約締結前の場合

委員会は、当該入札を無効扱いとし、当該契約の締結を取り止め、入札参加者にその旨を通知するとともに、その通知書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。 なお、この場合は、原則として、改め入札を行うこと。

(イ 契約締結後の場合

委員会は、当該工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かの判断をすること。

なお、原則的には、当該契約を解除することとするが、この場合、請負業者にその旨を通知し、出来高検査(打切清算)を行い請負業者に精算金を支払うとともに、その通知書の写しを速やかに公正取引委員会へ送付すること。

なお、この場合、残りの工事については、新たに入札の手続きを行うこと。

(3) 委員会の調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合ア 入札前の場合

「公正な入札執行の秩序を乱すおそれがある」として、前記(2)のアと同様の措置を行う

イ 入札後の場合

5の(1)のイと同様の措置を行うこと。

6 その他

(1) 指名停止の措置

ア 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合は、指名停止措置要領に基づく措置を行うこと。

イ 調査の結果、談合の事実が確認できなかった場合及び談合の事実が確認できる明らかな証 拠はないが、極めて疑わしい場合は、原則として、関係機関の判断を待って、指名停止措置 要領に基づく措置を行うこと。

なお、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合は、指名停止 措置要領に基づき「指名停止に至らない事由に関する措置」として、書面又は口頭で警告又 は注意の喚起を行うこと。